資料3

事務局説明資料

2026/7/8

独立行政法人
情報処理推進機構　セキュリティセンター

アジェンダ

1. 関係機関規則類及び指定基準群について
2. 指定委員会の設置について
3. 評価用ガイドの作成方針について
4. 本日ご意見いただきたい事項

関係機関規則類及び指定基準群について

本年度作成する規程等の全体像

本年度作成を予定している規程等は以下の通り。
第2回運営審議委員会では、赤枠内に示す7つの規則・基準をご審議いただく。

階層	#	文書名 [*1]	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会 第1回	運営審議委員会 第2回	運営審議委員会 第3回
規程	1	**基本規程**	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-
規則	2	**制度運営機関規則**	制度運営機関	一般公開	●	-	-
	3	**運営審議委員会規則**	運営審議委員会	一般公開	●	-	-
	4	**指定委員会規則**	指定委員会	一般公開	●	-	-
	5	**評価機関規則**	評価機関	一般公開	-	●	-
	6	**技術検証事業者規則**	技術検証事業者	一般公開	-	●	-
	7	**研修事業者規則**	研修事業者	一般公開	-	●	-
基準ガイド	8	**評価機関指定基準**	評価機関・指定委員会	一般公開	-	●	-
	9	**技術検証事業者指定基準**	技術検証事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
	10	**研修事業者指定基準**	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
	11	**研修実施基準（コース仕様）**	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
	12	**★3・★4 要求事項・評価基準**	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●)[*2]
	13	**★3・★4 自己評価等ガイド**	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	●
	14	**★4 第三者評価ガイド**	評価機関	評価機関にのみ公開	-	-	●
	15	**★4 技術検証ガイド（概要編）**	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●
	16	**★4 技術検証ガイド（実施編）**	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	-	-	●
手順手引解説書	17	**評価機関指定手順**	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲[*3]
	18	**技術検証事業者指定手順**	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲[*3]
	19	**研修事業者指定手順**	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲[*3]
	20	**★3・★4 登録申請の手引**	登録希望組織	一般公開	-	-	▲
	21	**★3・★4 要求事項・評価基準 解説書**	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲

【凡例】
●：運営審議委員会で審議・決定
▲：運営審議委員会へは報告のみ

“制度運営規則類”
“関係機関規則類”
“指定基準群”
“評価用ガイド類”
“指定手順群”

【備考】[*1] 文書番号の採番方法は現在検討中

【備考】[*2] 大幅な修正がある場合は国SWG、軽微な修正の場合は運営審議委員会にて審議・決定とする
[*3] 運営審議委員会へは報告のみとするが、指定委員会にて審議・決定とする

1.1 『評価機関規則（案）』の概要 (1/2)

■ 規則の目的・趣旨

- 本規則は、主に本制度における評価機関の指定に関する事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、用語定義等を定める。	1.1 本規則の目的
		1.2 用語定義
		1.3 引用基準等
第2章 指定対象	■ 評価機関の指定対象となる法人の要件を定める。	2.1 指定対象
第3章 申請及び指定に係る手続	■ 評価機関の指定に関して、申請、審査、指定(指定の更新を含む。)等の手続を定める。	3.1 申請
		3.2 審査
		3.3 指定
		3.4 指定の更新
		3.5 指定の取消
第4章 評価機関の権利義務	■ 評価機関の責務、調査、異議の申出を定める。	4.1 評価機関の責務
		4.2 調査
		4.3 異議の申出

1.2 『技術検証事業者規則（案）』の概要 (1/2)

■ 規則の目的・趣旨

- 本規則は、主に本制度における技術検証事業者の指定に関する事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、用語定義等を定める。	1.1 本規則の目的
		1.2 用語定義
		1.3 引用基準等
第2章 指定対象	■ 技術検証事業者の指定対象となる法人の要件を定める。	2.1 指定対象
第3章 申請及び指定に係る手続	■ 技術検証事業者の指定に関して、申請、審査、指定(指定の更新を含む。)等の手続を定める。	3.1 申請
		3.2 審査
		3.3 指定
		3.4 指定の更新
		3.5 指定の取消
第4章 技術検証事業者の権利義務	■ 技術検証事業者の責務、調査、異議の申出を定める。	4.1 技術検証事業者の責務
		4.2 調査
		4.3 異議の申出

1.3 『研修事業者規則（案）』の概要 (1/2)

■ 規則の目的・趣旨

- 本規則は、主に本制度における研修事業者の指定に関する事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、用語定義等を定める。	1.1 本規則の目的
		1.2 用語定義
		1.3 引用基準等
第2章 指定対象	■ 研修事業者の指定対象となる法人の要件を定める。	2.1 指定対象
第3章 申請及び指定に係る手続	■ 研修事業者の指定に関して、申請、審査、指定(指定の更新を含む。)等の手続を定める。	3.1 申請
		3.2 審査
		3.3 指定
		3.4 指定の更新
		3.5 指定の取消
第4章 研修事業者の権利義務	■ 研修事業者の責務、調査、異議の申出を定める。	4.1 研修事業者の責務
		4.2 調査
		4.3 異議の申出

1.4 『評価機関指定基準（案）』の概要 (1/4)

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、主に本制度における登録希望組織、評価又は技術検証に係る者及び本制度の運営に関係する者が遵守しなければならない基本的事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 評価機関の指定要件と運用に関する基本的要求事項を定める。	1.1 目的
		1.2 引用基準等
		1.3 用語及び定義
第2章 総論	■ 法的責任、公平性、品質管理、機密保持等の基本原則を定める。	2.1 法的責任
		2.2 評価の合意
		2.3 評価品質
		2.4 公平性
		2.5 債務及び財務
		2.6 被差別的条件
		2.7 機密保持
		2.8 情報の公開
第3章 評価機関の組織	■ 組織構造と責任権限、公平性確保の仕組を定める。	3.1 評価機関
		3.2 公平性確保のための仕組み
第4章 評価の資源	■ 評価要員の能力確保と外部委託・技術検証体制の要件を定める。	4.1 評価要員
		4.2 外部委託
		4.3 技術検証の実施体制
第5章 評価機関の評価実施及び責任に関する要件	■ 申請から評価、報告、登録、監督までの一連の手続を定める。	5.1 評価の実施
		5.2 技術検証結果の確認
		5.3 評価の結果
		5.4 苦情及び異議申立て
		5.5 関連規定

1.5 『技術検証事業者指定基準（案）』の概要 (1/3)

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、主に本制度における技術検証事業者として指定を受けようとする者及び指定を受けた技術検証事業者（以下「技術検証事業者」という。）に対する要求事項について定めるものである。

■ 目次構成

第1章 総則	■ SCS評価制度における技術検証事業者の役割と本基準の適用範囲を示し、指定を受ける者及び指定後の事業者に求める基本的要求事項を規定する。	1.1 目的
		1.2 引用基準等
		1.3 定義
第2章 技術検証事業者に関する事項	■ 技術検証事業者として指定を受けるための審査基準を定め、反社会的勢力の排除、要件適合性の確保、調査受入れ等を求める。	2.1 技術検証事業者に係る審査基準
		2.2 適用範囲の限定
		2.3 公平性
		2.4 機密保持
第3章 技術検証の基準に関する事項	■ 脆弱性診断を中心とした技術検証の具体的基準を定め、責任者の資格・経験や従事者の教育等の技術要件を規定する。 加えて品質管理体制として、管理者配置、マニュアル整備、レビュー、教育、情報保護および監査を通じた品質維持向上を求める。	3.1 脆弱性診断に係る審査基準

1.6 『研修事業者指定基準（案）』の概要 (1/3)

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、SCS評価制度研修事業者（以下「研修事業者」という）が、その業務の遂行に関して遵守すべき事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 研修事業者がその業務の遂行に関して遵守すべき事項を定める。	1.1 適用範囲
		1.2 引用基準
		1.3 定義
第2章 総論	■ 業務遂行のための方針及び手順について恣意的な変更を行わないことを定める。	2.1 恣意的運用の禁止
		2.2 SCS評価制度研修コースの準拠基準
第3章 研修事業者の組織	■ 研修事業者組織としての要求を定める。	3.1 研修事業者組織要件
		3.2 内部監査及びマネジメント・レビュー
		3.3 研修業務に関する委託の制限
		3.4異議の申出、苦情及び紛争
第4章 研修コース	■ 研修コース運営上の基準を定める。	4.1 研修コース仕様書
		4.2 講師ガイド
		4.3 文書
		4.4 記録
		4.5 受講証明書
		4.6 機密保持
第5章 研修事業者の要員	■ 研修事業者の要員に求める基準を定める	5.1 職務適正
		5.2 要員に関する情報の管理
		5.3 研修要員の規則遵守
		5.4 研修講師要員

1.7 『研修実施基準（案）』の概要 (1/3)

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、SCS評価制度指定研修事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する「SCS評価制度研修」（以下「研修」という。）を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 研修事業者が研修の実施に関して遵守すべき事項を定める。	1.1 適用範囲
		1.2 定義
第2章 SCS評価制度研修基準	■ 研修実施基準、研修事業者指定手順は本基準の一部となる。	2.1 研修シラバス
		2.2 履修内容
		2.3 クラス編成と講師
		2.4 受講者の評価
		2.5 修了試験
		2.6 合否判定
		2.7 再試験

第3章 SCS評価制度フォローアップ研修基準	■ フォローアップ研修を実施できる旨を定める。	フォローアップ研修の実施
第4章 施設及び設備	■ 整備すべき施設及び設備を定める。	施設及び設備
附属書A	■ ロールモデルを定める。	ロールモデルと評価・確認業務に求められるスキル

指定委員会の設置について

指定委員会の設置について

SCS評価制度の関係機関（評価機関、技術検証事業者及び研修事業者）の指定及び監督に関して審議することを目的として、指定委員会を設置する。

基本規程（案）における指定委員会の定義

第2章　制度の体系
2.1.5
本制度において指定委員会とは、評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の指定及び監督に関して審議する組織である。委員はIPAが定める委員の委嘱に関する規程に基づき委嘱を受けた者で構成される。

2.2.4
指定委員会の趣旨・目的、構成、運営手順、責務、業務等に係る事項を定めた文書であり、指定委員会が主な対象者となる。
本文書は、一般に公開するものとする。

第5章　制度を構成する者の責任範囲
5.4
研修事業者、評価機関及び技術検証事業者の指定及び監督について、審議及び制度運営機関に対し助言を行う責務を有する。
詳細については「指定委員会規則」を別途定める。

指定委員会の開催計画（案）

指定委員会について、以下の開催時期・議題案にて開催する。

開催	開催時期	主な議題案
第1回	2026年8月下旬	•令和8年度の活動計画 •指定に係る文書等（指定基準、指定手順、応募要領等）の説明
第2回	2026年12月中旬	•評価機関、技術検証事業者、研修事業者の初回募集分の審議及び指定

初回募集に関しては、以下のスケジュールを予定している。

9月上旬	新規申請事業者向け説明会（対象：評価機関、技術検証事業者、研修事業者）
9月中旬 ～ 10月中旬	募集
10月中旬～ 11月末	審査（事務局にて文書審査等を実施）
12月中旬	指定委員会
12月末	公表

評価用ガイドの作成方針について

評価用ガイドの作成方針について

本年度作成を予定している評価用ガイドや関連する手引・解説書類は以下のとおり。
本日はNo.1～No.3の構成や記載方針等について協議いただきたい。

No.	名称	概要	主な対象者	公開範囲	
1	**★3・★4 自己評価等ガイド**	★3又は★4の登録希望組織又は登録組織が自己評価を実施するに当たっての手続や適合の判断基準等を示す。	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	“評価用ガイド類”
2	**★4 第三者評価ガイド**	★4の評価スキームにおいて評価機関が第三者評価を実施する際の手続を示す。	評価機関	評価機関にのみ公開	
3	**★4 技術検証ガイド（概要編）**	技術検証として実施される脆弱性診断の概要を説明し、診断での実施項目を定める。	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	
4	**★4 技術検証ガイド（実施編）**	技術検証事業者が脆弱性診断を公平・適正に行えるよう、具体的な手続や判断基準を定める。	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	
5	**★3・★4 登録申請の手引**	★3・★4の申請者が登録を取得し、維持するために必要な手続に関して詳述する。	登録希望組織	一般公開	その他手引・解説書
6	**★3・★4 要求事項・評価基準解説書**	★3・★4 要求事項・評価基準に関して、登録希望組織の担当者が要求事項・評価基準の内容を正しく理解できるよう補足等を示す。	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	

今回方針を協議いただきたい対象

★3・★4 自己評価等ガイドの概要

■ ガイドの目的・趣旨

- ★3又は★4の登録希望組織又は登録組織が自己評価を実施するに当たっての手続や適合の判断基準等を示す。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 規程類・ガイド類における本文書の位置づけ	
第2章　適用範囲の決定方法	■ 適用範囲の決定方法 (「★3・★4要求事項・評価基準 解説書」における「取得単位および適用範囲の考え方」と同様の内容を記載する予定)	
第3章　アセスメントシートの取扱い	3.1 シートの位置づけ及び見方	ー
	3.2 シートの回答方法	■ 登録希望組織の観点からアセスメントシート上で回答すべき事項及び回答にあたっての指針(制度運営側として記載することを期待する事項の例示を含む)
	3.3 シート記入後のエビデンス保持	■ アセスメントシートやアセスメントシートの記載内容を裏付けるための文書類等の証跡の保管
	3.4 SCSセキュリティ専門家が助言行為を行う場合の留意点	■ アセスメントシートの確認においてSCSセキュリティ専門家が記入すべき事項の解説及び、その際の留意事項

第4章　要求事項・評価基準の適合判断基準等	4.1 本章の見方	■ 4.2以降の記載をサンプルとして示すとともに、各記載項目の意図等の補足
	4.2 ガバナンスの整備	■ 要求事項毎に記載する項目は以下を想定 - 要求事項 - 評価基準 - 評価手法 - 適合・不適合の判断基準 - 補足説明(例外的なケースでの適合判断など)
	4.3 取引先管理	
	4.4 リスクの特定	
	4.5 攻撃等の防御	
	4.6 攻撃等の検知	
	4.7 インシデントへの対応	

★4 第三者評価ガイドの概要

■ ガイドの目的・趣旨

- SCS評価制度において第三者評価を行う評価機関が、その評価業務を遂行する際に遵守すべき事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 規程類・ガイド類における本文書の位置づけ	
第2章 実施方式	2.1 評価契約	■ 評価契約としてどのような項目を含めるべきか
	2.2 申請資格	■ 第三者評価の申請を実施できる資格（欠格事由）
	2.3 申請	■ 申請の手続きに関する情報公開 ■ 被評価組織に申請させるべき項目、文書
	2.4 申請書等の確認	■ 申請の受付に関する手続
	2.5 評価計画	■ 評価計画の策定
	2.6 評価者	■ 評価者(評価責任者・評価従事者)の資格 ■ 評価者との契約 ■ 評価者の記録保持　等
	2.7 評価担当	■ 評価を実施する評価担当(評価責任者及び評価従事者から構成される評価を実施するチーム)の編成

第2章 評価	2.8 適用範囲の確認	■ ★3・★4自己評価等ガイドに従って適用範囲が決定されているかどうかを確認する
	2.9 文書審査	■ アセスメントシート及びその証跡に対する文書審査を行う
	2.10 実地審査	■ 特定の事項に対する実地審査を実施する
	2.11 技術検証	■ 評価機関又は評価機関の委託を受けた技術検証事業者は、技術検証実施ガイドに従い技術検証を行う
	2.12 不適合の指摘及び改善	■ 文書審査及び実地審査で不適合があった場合には、不適合の指摘を行う ■ 指摘から1か月以内に処置についての報告を求める
	2.13 評価報告書	■ 評価報告書の作成
第3章 その他	3.1 権限の委任の禁止	■ 第三者評価(技術検証を除く)を委任することの禁止

参考：第三者評価の流れ(イメージ) [第2章 関連]

★4 第三者評価ガイドで定める第三者評価のフローを整理した。

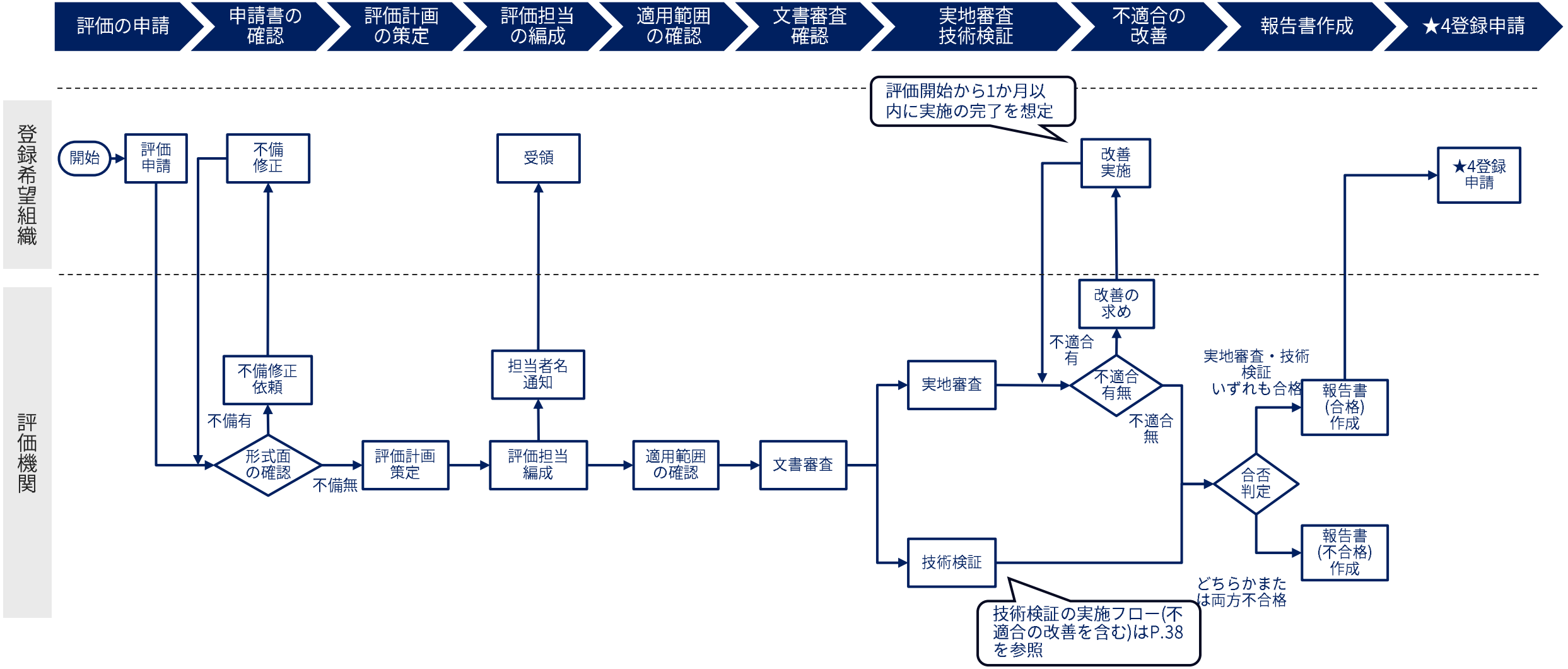

★4 技術検証ガイド（概要編）の概要

■ ガイドの目的・趣旨

- 技術検証として実施される脆弱性診断の概要を説明し、診断での実施項目を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 規程類・ガイド類における本文書の位置づけ等	
第2章 実施方式	2.1 診断範囲	■ 脆弱性診断の実施対象の範囲
	2.2 診断方式	■ 対象機器に外部から疑似的な攻撃の通信を行うことにより、CVSS基本値7.0以上の脆弱性の有無の確認*
	2.3 診断に伴うリスクの考慮	■ IT基盤に影響を与えるリスクの考慮
第3章 事前準備	3.1 契約等の締結	■ 脆弱性診断の実施に当たっての合意事項
	3.2 必要情報の提供	■ 脆弱性診断の実施に当たって必要な情報（IPアドレス等）の技術検証事業者への提供
	3.3 対象機器の選定	■ 対象機器の選定方法
	3.4 セキュリティ機器の設定変更	■ IPSやWAF等を無効化する等の脆弱性診断の実効性を担保するための設定変更
	3.5 関係者との調整	■ 診断の実施により影響のある関係者への周知

第4章 診断の実施	4.1 ポート開放状況の確認	■ 通信可能なTCP/UDPのポートの確認
	4.2 脆弱性有無の確認	■ 通信可能なポートに対するCVSS基本値7.0以上の脆弱性の有無の確認
	4.3 結果報告書の作成	■ 結果報告書の作成 ■ 結果報告書に含めるべき項目
第5章 脆弱性への対応	■ 脆弱性が検出された場合の対応期限（1か月以内）等	
第6章 免除の条件	6.1 実施困難時の代替	■ ネットワーク機器の全てが登録希望組織の管理外であり、かつISP等の管理者から実施許可が得られない場合の対応方法
	6.2 過去の診断実績による代替	■ 本ガイドの記載と同等の脆弱性診断を実施しており、当該診断の提出により代替する場合の手続

*診断方式等については、サイバーセキュリティに係る内外の情勢も踏まえ、変更を行う可能性がある。

参考：技術検証の流れ(イメージ) [第2章 関連]

★4 技術検証ガイドで定める技術検証のフローを整理した。

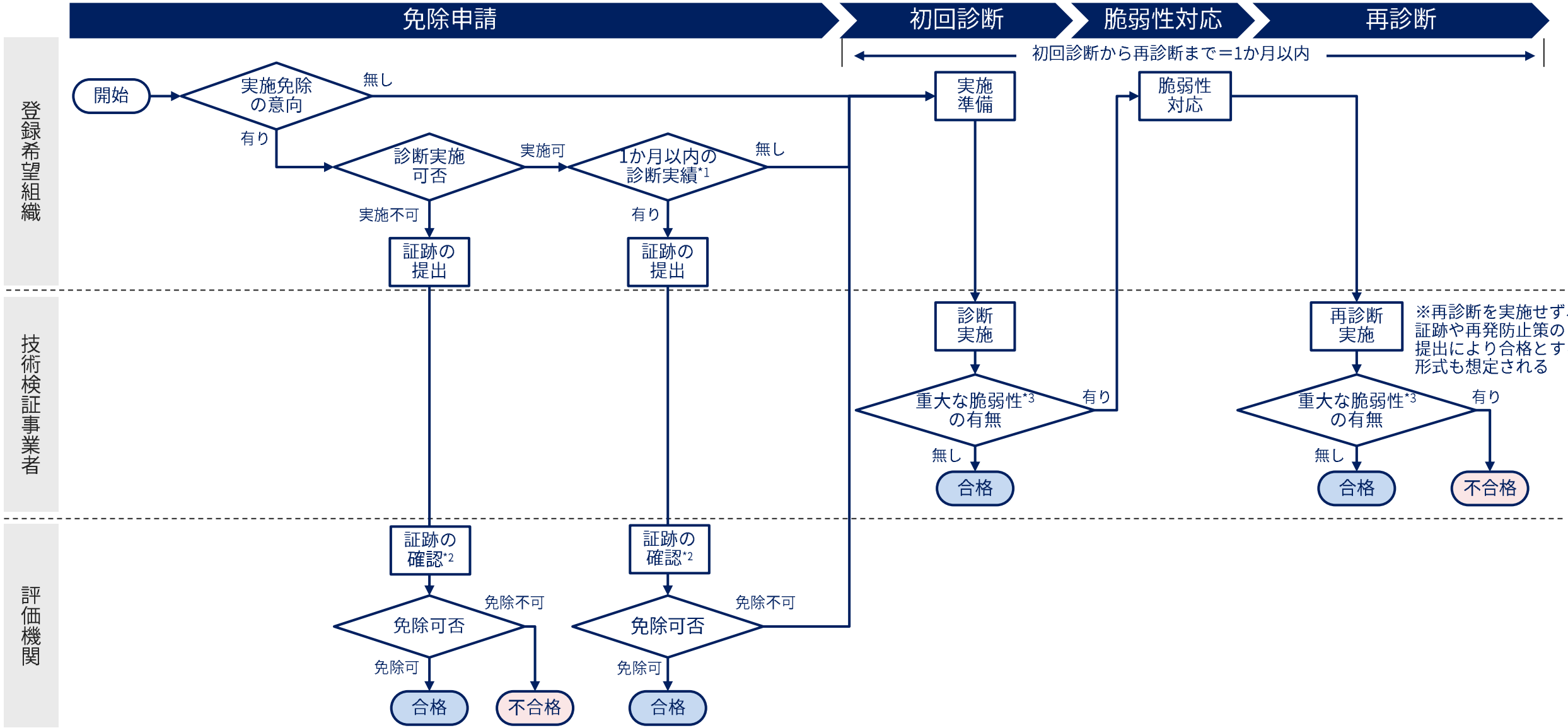

*1: 第三者評価の実施時点から1か月以内の診断実績
*2: 必要に応じて技術検証事業者の支援の下で確認
*3: インターネットとの境界に設置されているネットワーク機器のOS及びファームウェアが有する、CVSS基本値 7.0以上の脆弱性（サイバーセキュリティに係る内外の情勢も踏まえ、変更を行う可能性がある。）


ipa